

旭川医科大学小口現金取扱細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和6年9月18日学長裁定)

旭川医科大学小口現金取扱細則の一部を改正する細則

旭川医科大学小口現金取扱細則（平成27年12月9日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(小口現金の取扱部署及び保有限度額等)</p> <p>第3条 小口現金の出納は、会計課及び<u>医事課</u>で行うものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、令和6年9月18日から施行し、令和6年8月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(小口現金の取扱部署及び保有限度額等)</p> <p>第3条 小口現金の出納は、会計課及び<u>医療支援課</u>で行うものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(略)</p>